

令和 3 年 1 2 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 6 4 号

令和 3 年度射水市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 6 5 号

令和 3 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 6 号

令和 3 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 7 号

令和 3 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 8 号

令和 3 年度射水市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 9 号

令和 3 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 0 号

令和 3 年度射水市病院事業会計補正予算（第 2 号）

以上 7 議案については、別途説明につき説明省略

議案第 7 1 号

射水市フットボールセンター条例の制定について

(説 明)

市民の健康の保持増進及びスポーツの振興に寄与するとともに、フットボール競技等を生かした交流人口の拡大及び地域の活性化に資することを目的として、射水市フットボールセンターを設置するため、新たに条例を制定するもの。(公の施設の設置及び管理 = 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 項)

1 規定内容

第 1 条 設置

第 2 条 名称及び位置

第 3 条 開場時間

第 4 条 休場日

第 5 条 使用の許可

第 6 条 使用の不許可

第 7 条 使用許可の取消し等

第 8 条 使用権の譲渡等の禁止

第 9 条 使用料

第 1 0 条 使用料の減免

第 1 1 条 使用料の不還付

第 1 2 条 原状回復の義務

第 1 3 条 損害賠償等

第 1 4 条 指定管理者による管理

第 1 5 条 指定管理者が行う業務の範囲

第 1 6 条 指定管理者が行う管理の基準

第 1 7 条 利用料金

第 1 8 条 委任

2 施行期日

規則で定める日

議案第 72 号

射水市国民健康保険条例の一部改正について

(説 明)

健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)の一部改正に伴い、また、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第1条第5号の規定により、国民健康保険の被保険者とならない者を本市条例に規定するため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 出産育児一時金の引き上げ

産科医療補償制度における掛金が「16,000円」から「12,000円」に引き下げられることに併せて、出産育児一時金の額を「404,000円」から「408,000円」に引き上げるもの。

出産育児一時金内訳	現 行	改正(案)	増減額
出産育児一時金(本体部分)	404,000 円	408,000 円	4,000 円
加算額 (産科医療補償制度における掛金)	16,000 円	12,000 円	4,000 円
合 計	420,000 円	420,000 円	—

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性まひ児に対する補償の機能と脳性まひの原因分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度

(2) 被保険者資格の適用除外

児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は里親家庭等で生活している児童は、国民健康保険の被保険者でなくとも児童福祉施策によって医療を受診することが可能である。

このことから、県内市町村間で異動があった場合の被保険者資格の適用について差異が生じないように、「児童福祉施設に入所している児童又は里親家庭等で生活している児童で扶養義務者のいない者」を適用除外とする規定を追加するもの。

児童福祉施設に入所している児童又は里親家庭等で生活している児童の被保険者資格適用除外規定による費用負担の違い

	7 割分(保険給付費)	3 割分(自己負担分)
国民健康保険被保険者の場合(改正前)	国民健康保険負担	公費負担
国民健康保険被保険者とならない場合(改正後)	公費負担	公費負担

2 施行期日

令和4年1月1日

議案第 7 3 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説 明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の訂正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例における電磁的記録による同意の取得については、電磁的記録による書面等の交付又は提出の規定を準用しているが、準用の読み替え規定に不足があったため、字句を追加するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 7 4 号

射水市都市公園条例の一部改正について

(説 明)

都市公園法(昭和31年法律第79号)の一部改正に伴い、飲食店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置又は管理と園路、広場等の公園施設(特定公園施設)整備等を一体的に行う者を公募により選定する「公募設置管理制度」(Park-PFI)が新設されたため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

公募設置管理制度に基づき、民間事業者が公園に飲食店等の公園施設(公募対象公園施設)を設ける場合の建築面積の基準の特例を条例で定めるもの。

通常の公園施設の建ぺい率(参考)	2%
公募対象公園施設の建ぺい率	2%に加え、10%の上乗せを可能とする。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 7 5 号

射水市下水道条例の一部改正について

(説 明)

神通川左岸流域下水道への接続に伴い、太閤山浄化センターを廃止するため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

第 3 条第 2 項の表から太閤山浄化センターの名称及び位置を削るもの。

2 施行期日

令和 4 年 1 月 1 日

議案第 7 6 号

射水市体育施設条例及び海竜スポーツランド条例の一部改正について

(説 明)

公共施設予約管理システムの導入に伴い、体育施設及び海竜スポーツランドの使用料の当日納付を認めるため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

体育施設及び海竜スポーツランドの使用料の納付期限を「前納」から「使用日まで」に変更するもの。

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

議案第 77 号

不動産の処分について

(説 明)

令和 3 年 11 月 22 日付けで土地売買仮契約を締結した市有地の売却について、議会の議決を求めるもの(地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号、同法施行令第 121 条の 2 第 2 項(別表第 4)) 射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条)。

1 土地の表示

所在	地番	地目	地積
射水市南太閤山十七丁目	1 番 1	雑種地	17,119㎡のうち7,200㎡

分筆後における土地の表示(予定)

所在	地番	地目	地積
射水市南太閤山十七丁目	1 番 1	雑種地	7,200㎡

2 売却価格

122,400,000 円

3 契約の相手方

射水市池多 822 番地 社会福祉法人小杉福社会 理事長 倉敷 博一

議案第 78 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市陶房「匠の里」の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市陶房「匠の里」	株式会社 ジャパン・フラワー・コーポレーション 射水市流通センター水戸田二丁目3番1号 代表取締役 松村 吉章

- 2 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(3年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	株式会社 ジャパン・フラワー・コーポレーションは、平成8年に設立され、北陸3県でフラワーショップチェーン事業を展開するなど、花文化の普及に取り組む団体である。
過去の実績	なし

- 4 指定の期間の設定理由

当該施設については、「射水市公共施設個別施設計画」において、民間活力の活用も含め様々な観点から施設の在り方を検討することとしている。このことから、指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、事業者の新規参入機会を確保することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) 陶芸コースの運営に関する業務

- 6 指定管理者の選定理由

当該施設の運営について、既存の陶芸コースの開催に加え、積極的な自主事業の実施及び民間のノウハウに基づいたサービス向上に資する取組について提案があり、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第 79 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、射水市大門総合会館及び射水市正力・小林記念館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市大門総合会館	公益財団法人 射水市文化振興財団 射水市三日曽根 3 番 2 3 号 理事長 伊藤 光雄
射水市正力・小林記念館	

2 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	公益財団法人 射水市文化振興財団は、昭和 56 年に設立（前身の財団法人 新湊市中央文化会館）され、優れた芸術文化公演事業を多彩に開催し、住民主体の芸術文化活動を育成・支援し、射水市の芸術文化の振興を図り、もって個性と魅力あふれる地域文化の創造と心豊かな人づくりに寄与することを目的に活動している団体である。
過去の実績	射水市新湊中央文化会館 平成 18 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで 射水市小杉文化ホール 平成 18 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで 射水市中央公民館 平成 20 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで 射水市大門総合会館及び射水市正力・小林記念館 平成 21 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで 射水市陶房「匠の里」 平成 21 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) 地域の文化振興に寄与する事業を実施する業務

6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに稼働率の高い貸館業務において利用者の満足度向上に向けた方策が示されるなど、施設の十分な活用が期待できると判断した。

議案第 80 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、射水市新湊交流会館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市新湊交流会館	株式会社 技研サービス 岐阜県岐阜市宇佐南三丁目 6 番 20 号 代表取締役 棚橋 泰之

- 2 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（5 年間）

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	株式会社 技研サービスは、建物・設備の維持管理、各種警備業務、受付・案内業務、給食調理業務その他公共施設等各種施設の管理運営等に係る事業を営むことを目的として設立された。 指定管理者としての実績は 6 府県 64 物件に及び、福祉施設、公園、体育施設等幅広く対応している。
過去の実績	射水市新湊交流会館 平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで 射水市いきいき長寿館 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他施設の管理に関して必要と認める業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまで当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに県内外での様々な施設の運営ノウハウを生かした事業計画及び稼働率向上に向けた取組が提案されるなど、施設の十分な活用が期待できると判断した。

議案第 8 1 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市川の駅新湊及びいみず観光情報館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市川の駅新湊	株式会社 新湊観光船 射水市海王町2番地 代表取締役 木村 龍彦
いみず観光情報館	

- 2 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(3年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	株式会社 新湊観光船は、観光に関する貸切船の予約受付及び手配業務、遊漁船の経営並びに観光用土産物及び食品の販売事業を営むことを目的として設立された。 平成24年度から射水市川の駅新湊の指定管理者、また平成29年度からいみず観光情報館の指定管理者として適切な施設管理等に努めている。
過去の実績	射水市川の駅新湊 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで いみず観光情報館 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、施設の維持管理が主たる業務であることを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 射水市川の駅新湊

ア 施設及び設備の維持管理に関する業務

イ 施設来館者の受付及び使用許可に関する業務

- ウ 施設利用促進に関する業務
- エ 自主事業に関する業務
- オ その他管理に関して必要と認める業務

(2) いみず観光情報館

- ア 施設及び設備の維持管理に関する業務
- イ 観光案内に関する業務
- ウ その他管理に関して必要と認める業務

6 指定管理者の選定理由

内川の歴史を生かしたまちづくりという施設の設置目的を認識し、運営方針が明確に示されている。また、株式会社新湊観光船のこれまでの実績を評価し、指定管理者として選定するもの。